

本庄駅北口周辺まちなかウォーカブルエリア等検討業務委託
公募型プロポーザル募集要項

1. 趣旨

この募集要項(以下「本要項」という。)は、本庄駅北口周辺まちなかウォーカブルエリア等検討業務を受託する事業者のプロポーザルによる選考に関して、必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名称

本庄駅北口周辺まちなかウォーカブルエリア等検討業務委託(以下「本業務」という。)

(2) 業務内容・場所

別紙「本庄駅北口周辺まちなかウォーカブルエリア等検討業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 業務の目的

本市では、令和4年1月に策定した「本庄駅北口周辺整備基本計画」(以下「基本計画」という。)に基づき、本庄駅北口駅前街区と周辺道路の整備を柱とし、まちなかにおける定住人口の増加と賑わいの創出を目指すこととしている。

基本計画では、「まちの回遊を生む、歩いて暮らせる空間づくり」をコンセプトとする道路整備において、近年、国が進める「居心地が良く歩きたくなるまちなか」に係る施策を受け、その基本方針として「居心地の良いウォーカブルなまちづくり」を掲げている。これは、エリア内に残る様々な既存ストックを活用し、新たな交流や滞留を生む空間を生み出すことで、北口周辺のエリア価値を高め、基本計画に示す将来像の実現を図ろうとするものである。

本業務では、令和4年度に実施した「本庄駅北口周辺まちなかウォーカブル推進調査業務」の結果を踏まえ、必要な社会実験や調査等を通じ、「居心地の良いウォーカブルなまちづくり」を目指し、人々の回遊性を促進し、道路空間や低未利用地等の既存ストック等を面的に捉えた、北口周辺エリアにおけるウォーカブル推進エリア(以下「推進エリア」という。)を設定し、そのエリアにおいて必要とされる施策等の提案を受けることを目的とする。

3. 提案上限額

- 提案上限額は金 4,961,000 円(消費税及び地方消費税の額を含む)とする。
- 業務委託料は令和5年度、全業務完了後に支払うものとする。

4. 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加する者は、次の要件の全てを満たす者とする。

- ① 本庄市物品等競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成20年本庄市告示第289号)に規定する本庄市物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
なお、未登載業者については、別途、参加申込期限(令和5年4月20日(木))までに物品等競争入札参加資格審査を申請し、登録を済ませることで、本プロポーザルに参加することができる。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ③ 本プロポーザルの公告日(以下「公告日」という。)から過去2年間において、施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたことがない者であること。
- ④ 参加の申込みをした日から受託候補者決定の日までの間、本庄市物品等の契約に係る指名停止等の措置要綱(平成21年本庄市告示第43号。以下「指名停止措置要綱」という。)に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑤ 参加の申込みをした日から受託候補者決定の日までの間、本庄市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成18年本庄市告示第23号)に基づく指名除外の措置を受けていない者であること。
- ⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- ⑦ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- ⑧ 国税、地方税を滞納していない者であること。

5. 失格基準

次の事項のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ① 本要項に定められた参加資格を満たさない場合
- ② 本要項に定められた提出方法によらず、企画提案書及びその他の提出書類(以下「企

画提案書類」という。)が提出された場合

- ③ 本要項により提出を求められた企画提案書類について、記載すべき内容が記載されていない場合
- ④ 企画提案書類について、虚偽の内容が記載されていることが判明した場合
- ⑤ 本業務のプロポーザル手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明した場合
- ⑥ 市が定める提案上限額を超えて業務委託料の提案をした場合
- ⑦ 著しく社会的信用を損なう行為等により、本業務の受託者としてふさわしくないと市が判断した場合

6. スケジュール(予定)

日程(予定)	内容
令和5年4月6日(木)	公募開始(募集要項等の公表(告示・市HP)、質問受付開始)
令和5年4月12日(水)	質問書の提出期限
令和5年4月17日(月)	質問への回答期限
令和5年4月20日(木)	参加申込書の提出期限
令和5年4月27日(木)	参加資格審査結果の通知
令和5年5月9日(火)	企画提案書類の提出期限
令和5年5月16日(火)	第1次審査結果通知 (企画提案者の提出者が5者以下の場合は第1次審査を省略)
令和5年5月19日(金)	第2次審査(プレゼンテーション審査)の実施
令和5年5月25日(木)	審査結果通知

7. 参加申込・資格審査方法

(1) 参加申込方法

本プロポーザルへの参加申込みは、「参加申込書」(様式第1号)を、下記の受付期間、時間において、提出先へ直接持参又は郵送、電子メールのいずれかの方法で提出すること。

- 受付期間 令和5年4月6日(木)から令和5年4月20日(木)^{※1}
- 受付時間 午前9時から午後5時まで^{※2}
- 提出先 <<持参>> 本庄市役所都市整備部市街地整備室市街地整備係(本庁舎2階)
<<郵送>> 〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号^{※3}
本庄市都市整備部市街地整備室市街地整備係

≪電子メール≫ sigaiti@city.honjo.lg.jp ※4

- ※1 本庄市の休日を定める条例(平成18年本庄市条例第2号)第1条第1項に定める休日(以下「市の休日」という。)を除く。
- ※2 正午から午後1時までの間を除く。
- ※3 郵送の場合は、令和5年4月20日(木)午後5時必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとする。
- ※4 電子メール送信後、受付時間内に、電話(Tel. 0495-25-1138)により受信確認をする。また、メールの件名は、【(事業者名)(業務名称)参加申込】とすること。

(2)参加資格審査結果

参加資格審査結果は、参加希望者全てに対して、令和5年4月27日(木)午後5時までに、参加資格審査結果通知書(様式第2号)により、電子メールにより通知する。

(3)参加辞退

本プロポーザルへの参加申込みを行った者は、企画提案書類の提出期限(令和5年5月9日(火)午後5時)までは、いつでも参加を辞退することができる。その場合は、プロポーザル辞退届(様式第3号)を、(1)に示した提出先へ持参、郵送、電子メールのいずれかの方法で届け出るものとする。

なお、辞退した者は、これを理由に以後の入札参加資格等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

また、一度受理されたプロポーザル辞退届を撤回することはできない。

8. 質問の受付及び回答

(1)質問の方法

質問は、「本庄駅北口周辺まちなかウォークブルエリア等検討業務委託プロポーザル質問書」(様式第4号)(以下「質問書」という。)による以下の方法によるものとし、軽易な事実確認を除き、窓口や電話、ファックスによる個別の問合せには応じない。

- 提出期限 令和5年4月12日(水)午後5時まで
- 提出方法 メールで市街地整備室(☒ sigaiti@city.honjo.lg.jp)宛てに送付
なお、電子メールの件名は【(事業者名)(業務名称)質問書】とし、質問書以外のファイルは添付しないこと。
- 受信確認 電子メール送信後は、期間中の午前8時30分から午後5時の間に、

電話(Tel. 0495-25-1138)により受信確認を行うこと。

(2) 質問への回答

質問書への回答は、提出された質問を取りまとめのうえ、令和5年4月17日(月)午後5時までに、本庄市ホームページの募集要項掲載ページに掲載することとし、質問者への個別の回答は行わない。参加希望者は、この全ての内容を確認したものとし、また、質問に対する回答の全ての内容は、全ての参加希望者に適用する。

9. 企画提案書類の作成、提出方法

参加資格審査により「参加資格有」と認められ、企画提案書類の提出を依頼された者(以下「提案者」という。)は、企画提案書類を一括して、持参又は郵送のいずれかの方法で提出すること。

(1) 受付期間

- 受付期限 令和5年5月9日(火)まで^{※1・3}
- 受付時間 午前9時から午後5時まで^{※2}

※1 市の休日を除く。

※2 正午から午後1時までの間を除く。

※3 郵送の場合は、令和5年5月9日(火)午後5時必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとする。

(2) 提出書類

書類	部数
① 企画提案書類申請書(様式第5号) * 提出日、提案者の所在地、商号、連絡先等必要事項を全て記載し、代表者印を押すこと。	1
② 企画提案書【正本】【副本】(任意様式) * 様式はA4判、片面印刷で7枚以内とし、長辺2か所ホチキス留めによる製本した状態とし、読みやすさに配慮した構成とする。なお、表紙や目次を作成する場合は、指定のページ数に含めないこと。 * 作成にあたっては、「(3)企画提案書の記載内容」に即したものとする。	正本1 副本9

書類	部数
<p>③ <u>業務工程スケジュール表(任意様式)</u></p> <p>* 様式は、A4 判で1枚とする。</p> <p>* 本業務の業務工程スケジュールを明らかにすること。</p>	1
<p>④ <u>業務実施体制・配置予定者届出書(様式第6号)及び添付書類</u></p> <p>* 本業務を実施するに当たっての管理者及び配置予定担当者等の体制を記載すること。</p> <p>* 本様式で示す証明書類を添付すること。</p>	1
<p>⑤ <u>同種業種の履行実績届出書(様式第7号)及び添付書類</u></p> <p>* 過去3年間(令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間)に市町村等から発注された本業務に類似する業務を元請けとして契約し、かつこれらを誠実に履行した実績がある者は履行実績を記載すること。</p> <p>* 本様式で示す証明書類を添付すること。</p>	1
<p>⑥ <u>見積書(任意様式)</u></p> <p>* 見積金額を記載すること。合計金額(消費税及び地方消費税の額を含む。以下「見積額」という。)のみではなく、その積算内訳についても、可能な限り記載すること。</p>	1

(3)企画提案書の記載内容

- ① 本業務の仕様書に基づき、提案者の基本的な考え方、手法、視点等を記載すること。その際、検討に当たっての着眼点等を記載するとともに、提案者において工夫することや提案者の持つ技術力をどのように業務に活かすのかを示すこと。
- ② 別表2「第2次審査評価基準」の評価区分「提案内容」に関する説明を必ず含めること。

(4)企画提案書類提出に当たっての注意事項

- ① 様式や枚数に指定がある場合は、その指定によること。
- ② 様式ごとに片面で印刷するとともに、ページ番号をページ下部に挿入すること。
- ③ 専門知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。
- ④ 正本には、商号又は名称並びに代表者職氏名の記入、及び代表者印を押すこと。
- ⑤ 副本は正本の写しとし、商号又は名称並びに代表者職氏名の記入及び代表者印の押されていないものを提出すること。この他、作成した会社等が推定できるような記述、ロゴ等の挿入を行わないこと。

10. 選定方法及び評価基準

(1) 選定委員会

本業務の受託候補者の選定については、「本庄駅北口周辺まちなかウォークブルエリア等検討業務委託プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において行う。選定委員会では、企画提案書類の内容、本業務に対する提案者の意欲や企画力などをより理解するためにプレゼンテーション審査を実施し、その順位が最上位の者を本業務の受託候補者として、随意契約の優先交渉相手方に決定するものとする。

(2) 審査の方法

- 選定委員会での審査は、企画提案書類及びプレゼンテーションに基づき実施する。
- 参加申込者が6者以上の場合のみ、プレゼンテーションによる第2次審査に先立ち、書類審査による第1次審査を実施するものとする。

(3) 評価の基準

評価基準は、【別表1】第1次審査評価基準及び【別表2】第2次審査評価基準のとおりとする。

(4) 提案者が少数であった場合

提案者が5者以下であった場合、第1次審査は省略する。なお、提案者が1者の場合であっても、第2次審査は実施する。この場合、企画提案書類の提出期限到来後、第2次審査開催通知書(様式第8号)により、別途、電子メールで通知する。

11. 第1次審査の実施

委員会は、企画提案書類について、【別表1】第1次審査評価基準に基づき審査を実施する。

(1) 第2次審査参加資格者の選定 (第1次審査を実施した場合)

各提案者の審査項目ごとの平均点を算出し(小数点第二位以下切捨て)、各審査項目の平均点を合算した第1次審査項目の総得点の上位5者までを第2次審査参加資格者として選定する。なお、第1次審査項目の総得点と同点の場合、見積額が安価な参加者を上位として選定する。見積額も同額の場合は、委員長の決するところとする。

(2) 審査結果の通知 (第1次審査を実施した場合)

第1次審査による審査結果は、審査を受けた全ての者に対して、令和5年5月16日(火)午後5時までに、第1次審査結果通知書(様式第9号)により、電子メールにて通知する。

(3)第2次審査参加資格者とならなかった理由にかかる説明要求(第1次審査を実施した場合)

第2次審査参加資格者にならなかった者は、通知の日の翌日から起算して5日(市の休日を除く。)以内に、書面(任意様式、電子メール)により、その理由について説明を求めることができる。

(4)第2次審査資格参加者とならなかった理由にかかる書面回答(第1次審査を実施した場合)

市長は、第2次審査資格参加者とならなかった理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して5日(市の休日を除く。)以内に、書面により、回答しなければならない。

12. 第2次審査の実施

委員会は、第2次審査参加資格者に対し、【別表2】第2次審査評価基準に基づき、第2次審査を実施する。

(1)日時及び場所

- 日時 令和5年5月19日(金)
- 場所 本庄市役所 本庁舎内会議室

※時間、場所等の詳細は、各第2次審査参加資格者へ個別に通知する。

(2)審査の概要

第2次審査の概要は、以下のとおりとする。

- ① 提案者からの企画提案書類に関する概要説明(プレゼンテーション) 20分以内
- ② 委員会からの提案者へのヒアリング 20分以内
- ③ 提案者の出席者は、様式第6号に記載した管理者及び配置予定担当者のうち、3名以内とする。
- ④ 管理者は必ず出席することとし、企画提案書類に関する概要説明は、原則として、本業務を実施する者が行うこととする(急病等やむを得ない理由により出席できない場合は、事前に発注者の承諾を得ることとする。)。ただし、委員会からの提案者へのヒアリングに対する、委員会への応答については、この限りではない。
- ⑤ 事業者名が特定できるようなもの(名札やバッジ等)は着用せず、審査中は事業者名を名乗らないこと。

- ⑥ 以下の機器類及び電源は発注者が用意するが、その他必要な機器(パソコン等)については、提案者が用意すること。

スクリーン、プロジェクタ(RICHO PJ WX5770)、HDMI ケーブル

- ⑦ プレゼンテーションは提出資料を用いて行い、説明用の追加資料の提示及び配布は認めない。なお、企画提案書をスクリーンに投影しながら説明する際は、その電子データの利用を認める。
- ⑧ プレゼンテーション実施予定時期において、社会情勢等により第2次審査の実施や参加が困難となった場合には、第2次審査の中止や実施方法の変更を行う可能性がある。その場合には、市から各第2次審査参加資格者へ別途、通知する。
- ⑨ 対面による第2次審査を実施するにあたり、審査会場内におけるマスクの着用は事業者の判断によるものとする。

(3)受託候補者及び次点候補者の決定

- 各委員の審査点について、審査項目ごとに平均点を算出し(小数点第二位以下切捨て)、各審査項目の平均点を合算した第2次審査項目の総得点を算出し、第1次審査を実施した場合はその総得点を加え、総得点の合計(以下「総合点」という。)が最も高い提案者を本業務の受託候補者とし、総合点が受託候補者に次いで高い提案者を次点候補者に決定する。
- 審査の結果、全ての者が規定の得点に満たなかった場合、該当候補者なしとすることがある。なお、規定の得点に満たなかった場合とは、第2次審査項目の総得点が配点合計の50%を下回る場合を言う。
- 総合点が同点の場合は、見積額の安価な提案者を上位として選定し、見積額も同額の場合は、委員長が決するところとする。

(4)審査結果の通知

本プロポーザルの審査結果は、第2次審査を受けた全ての者に対して、令和5年5月25日(木)午後5時までに、プロポーザル審査結果通知書(様式第10号)により、電子メールで通知する。

(5)受託候補者にならなかった理由にかかる説明要求

受託候補者にならなかった者は、通知の日の翌日から起算して5日(市の休日を除く。)以内に、書面(任意様式、電子メール)により、その理由について説明を求められることができる。

(6)受託候補者にならなかった理由にかかる書面回答

市長は、受託候補者とならなかった理由について説明を求められたときは、説明を求められることができる期限の最終日の翌日から起算して5日(市の休日を除く。)以内に、書面により

回答しなければならない。

(7) 契約に向けた協議

- 市は、前述の受託候補者と契約に向けた協議を行う。
- 受託候補者との協議において双方が合意に至らなかった場合には、次点候補者に書面により通知し、契約に係る協議を行う。なお、受託候補者と契約を締結した場合には、速やかに次点候補者に書面により通知するものとする。

13. その他

- ① 参加申込み、企画提案書類の作成・提出、プレゼンテーション等への参加等に関する一切の費用は提案者の負担とする。
- ② 本業務のプロポーザル実施にあたり、不正行為を行った者又は提出を求められた企画提案書類に虚偽の記載を行った者は、指名停止措置要綱に基づき、指名停止を行う場合がある。
- ③ 参加申込受付期間以降の参加申込書、企画提案書類受付期間以降の企画提案書類の追加提出、差替え、撤回は原則として認めない。なお、企画提案書類の内容を確認するため、本市が追加資料を求める場合がある。
- ④ 電子メール等の返信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- ⑤ 企画提案書類は、返却しない。
- ⑥ 企画提案書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。
- ⑦ 提出書類は、参加事業者の正当な利益が害される恐れがあると市が認めた箇所（管理者等の個人情報、事業者が持つノウハウ等）を除き、原則、情報公開の対象となる。
- ⑧ 受託候補者を決定した後の契約手続きは、本庄市契約規則（平成18年本庄市規則第49号）による。
- ⑨ 提出された企画提案書類は、審査等の過程において複製することがある。
- ⑩ 令和4年度に実施した「本庄駅北口周辺まちなかウォークブル推進調査業務委託」の報告書は、本庄市役所市街地整備室窓口と市ホームページにおいて、公募を開始する令和5年4月6日（木）より閲覧できる。

14. 様式

本プロポーザルに係る様式は以下のとおりとする。

なお、その電子データは市ホームページよりダウンロードできる。

(様式第1号)参加申込書

(様式第2号)参加資格審査結果通知書

(様式第3号)プロポーザル辞退届

(様式第4号)質問書

(様式第5号)企画提案書類申請書

(様式第6号)業務実施体制・配置予定技術者届出書

(様式第7号)同種業務の履行実績届出書

(様式第8号)第2次審査開催通知書

(様式第9号)第1次審査結果通知書

(様式第10号)プロポーザル審査結果通知書

15. 担当部署

本プロポーザルに関する担当部署は以下のとおりとする。

■部 署 名	本庄市 都市整備部 市街地整備室 市街地整備係
■所 在 地	〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号 本庄市役所本庁舎2階
■電 話	0495-25-1138(直通)
■ファックス	0495-24-0242
■メールアドレス	sigaiti@city.honjo.lg.jp

■ 評価基準表

【別表1】第1次審査評価基準

凡例 【仕】:仕様書、【要】:実施要項

評価区分	評価項目	記載箇所
推進エリアの選定	提案内容の的確性・実現性	【仕】6.
業務実績	同種・類似業務の履行実績の件数	【要】9.(2)
見積書	見積価格	【要】9.(2)
合 計		

【別表2】第2次審査評価基準

凡例 【仕】:仕様書、【要】:実施要項

評価区分	評価項目	記載箇所	
提案内容	仕様書との整合性	仕様書との整合性、業務内容の理解	【仕】6.
	地域理解度	地域特性の把握能力と課題抽出力	【仕】6.
	社会実験の内容	適切な社会実験の提案 (実験の目的や仮説、実験手法の的確性・実現性・発展性等)	【仕】6.
	推進エリアの選定	提案内容の的確性・実現性	【仕】6.
	調査分析手法の評価	適切な調査分析手法の提案 (調査分析手法の的確性・具体性)	【仕】6.
	推進エリアにおける提案内容	適切かつ具体的な内容の提案	【仕】6.
プレゼンテーション	プレゼンテーション力	-	
業務実施体制	業務実施体制の信頼性	【要】9.(2)	
業務実施工程管理	業務工程の信頼性	【要】9.(2)	
業務実績	同種・類似業務の履行実績の件数	【要】9.(2)	
見積価格	基準に基づく採点	【要】9.(2)	
合 計			